

雷保護設備の総合点検のご案内

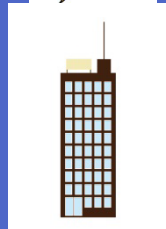
雷保護の総合点検とは？

- ・わが国の避雷設備は、建築基準法第33条に基づき、建築物などへ設置が義務づけられております。
- ・JIS A 4201及びJIS Z 9290-3では、避雷設備の設置後は、定期的な検査を行うことを規定しています。
- ・避雷設備が、適正に維持・機能している事を確認するため、総合点検の実施を推奨いたします。

20mを超える建物には雷から建物(人命)を保護するための避雷設備が設置されております。

- ・規格に適合しない場合
- ・設備劣化等があった場合
- 人命への危険
- 落雷時に火災の発生
- 建物への損傷
- 設備機器への損傷

そのまま放置してしまうと重大な危険性があります。

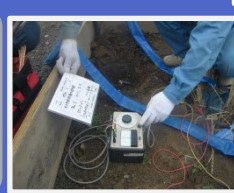


避雷設備の機能維持のため総合点検の実施を推奨します。

調査・点検内容

- ・屋上避雷針の状態点検
- ・避雷針保護範囲の確認
- ・劣化、錆び、緩み等の確認
- ・ボルト、ビス等の増し締め
- ・危険箇所の補修・応急処置
- ・補修、改修箇所のご提案
- ・補修計画のご提案

- ・接地極の抵抗測定
- ・測定記録の刻印
- ・点検報告書の作成



LPSの最長点検周期(単位:年)

JIS Z 9290-3:2019	目視点検	総合点検※
保護レベルⅠ及びⅡ	1	1
保護レベルⅢ及びⅣ	2	1

※重要施設:脆弱な内部システムを内蔵した建築物等、オフィス、商業施設、多人数を収容もしくは集まる施設

※点検間隔は、雷頻度や建物規模に応じて決定する

※爆発の可能性のある建築物は6ヶ月毎に目視点検が望ましい。